

7章 都市公園の整備と維持管理の方針

(1)公園整備の現況と課題

都市公園

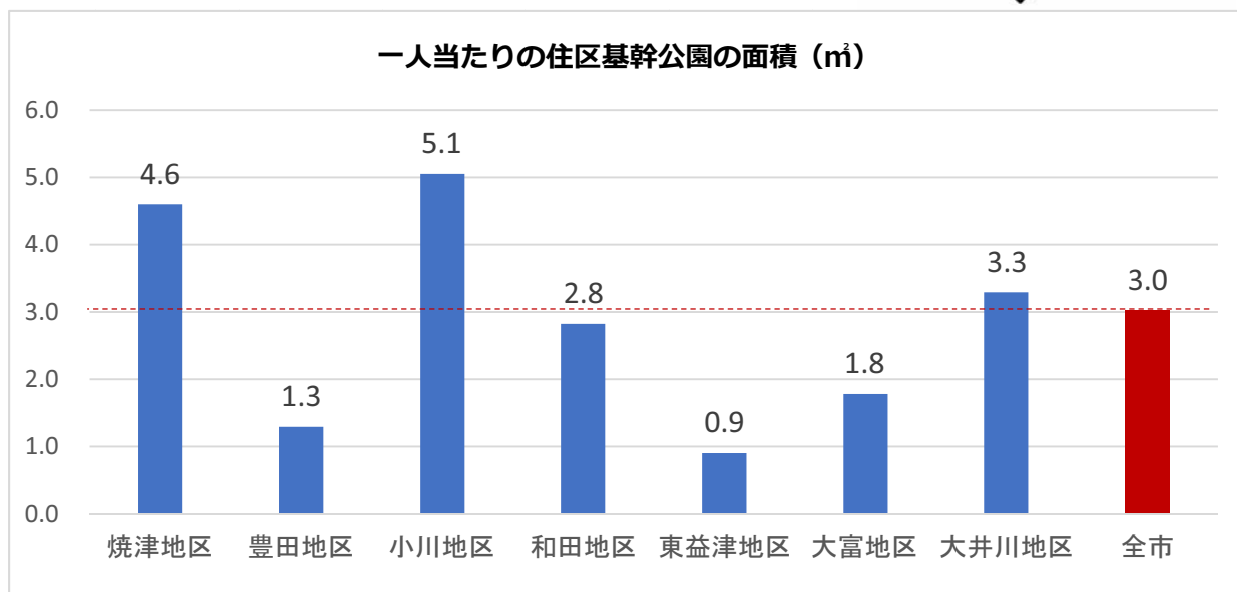
本市の都市公園の整備現況は、市全域で 127 箇所、74.29ha であり、市民一人当たりの面積は 5.30 m²となっており、都市公園法施行令の標準（10 m²）より低い状況です。特に身近な公園は、災害時におけるオープンスペースの避難地として、また子どもや子育て世帯、高齢者が、暮らしやすいまちづくりのために重要性が再認識されています。都市で土地を確保することは困難を伴いますが、今後はまちづくりの方向性や人口動態を考慮して、メリハリのある整備を進める必要があります。

身近な公園

市民の日常生活において、身近な場所に公園が確保されていることが重要です。

この観点から、市内の身近な公園（住区基幹公園）の整備現況をみると、市民一人当たりの面積は 3.0 m²/人となるものの、豊田地区、東益津地区では整備水準が低く、人口一人当たりの住区基幹公園の面積は、それぞれ 1.3 m²/人、0.9 m²/人となっています。

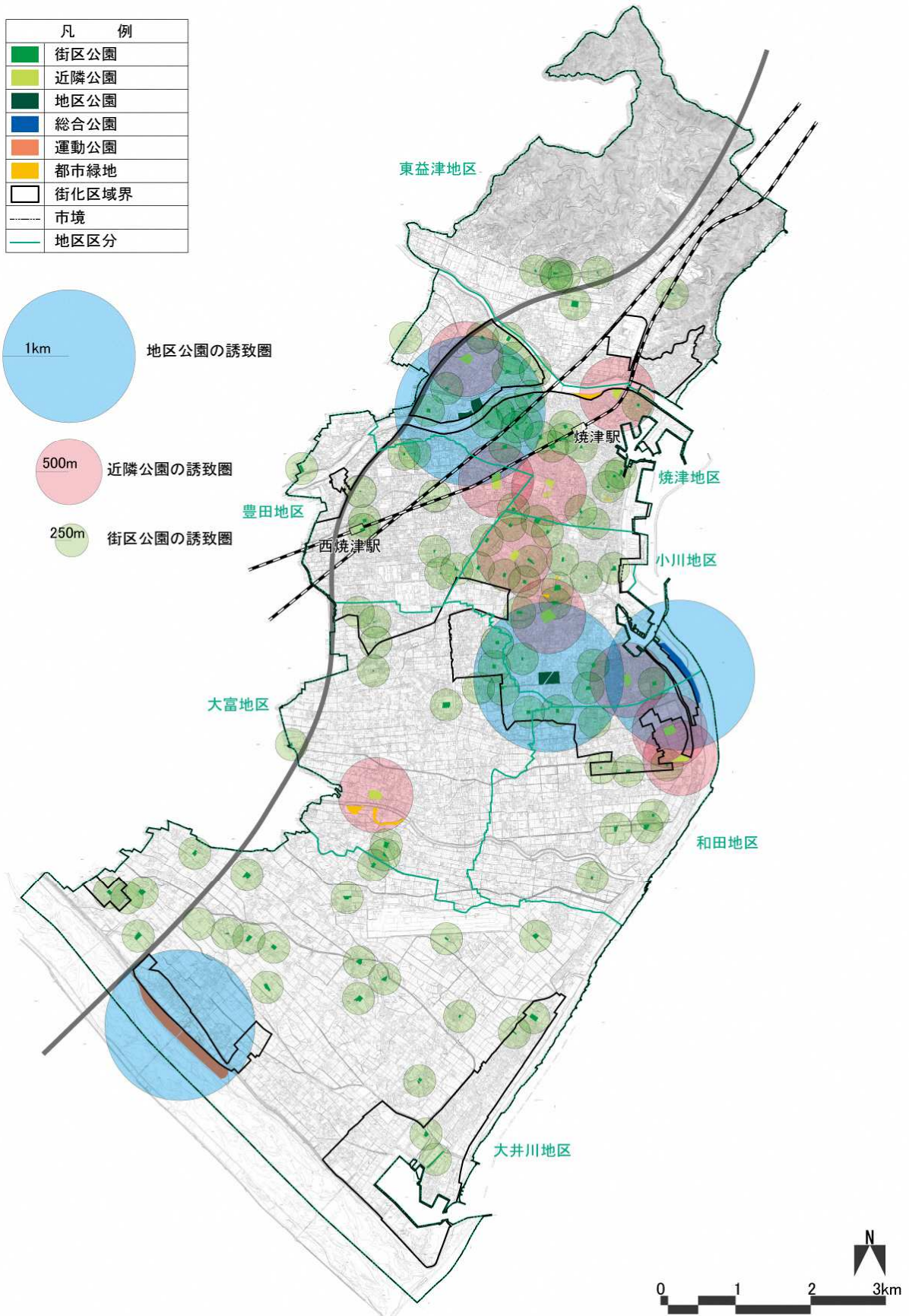
※住区基幹公園（街区公園・近隣公園・地区公園）



* 人口は住民基本台帳（2018年3月31日現在）

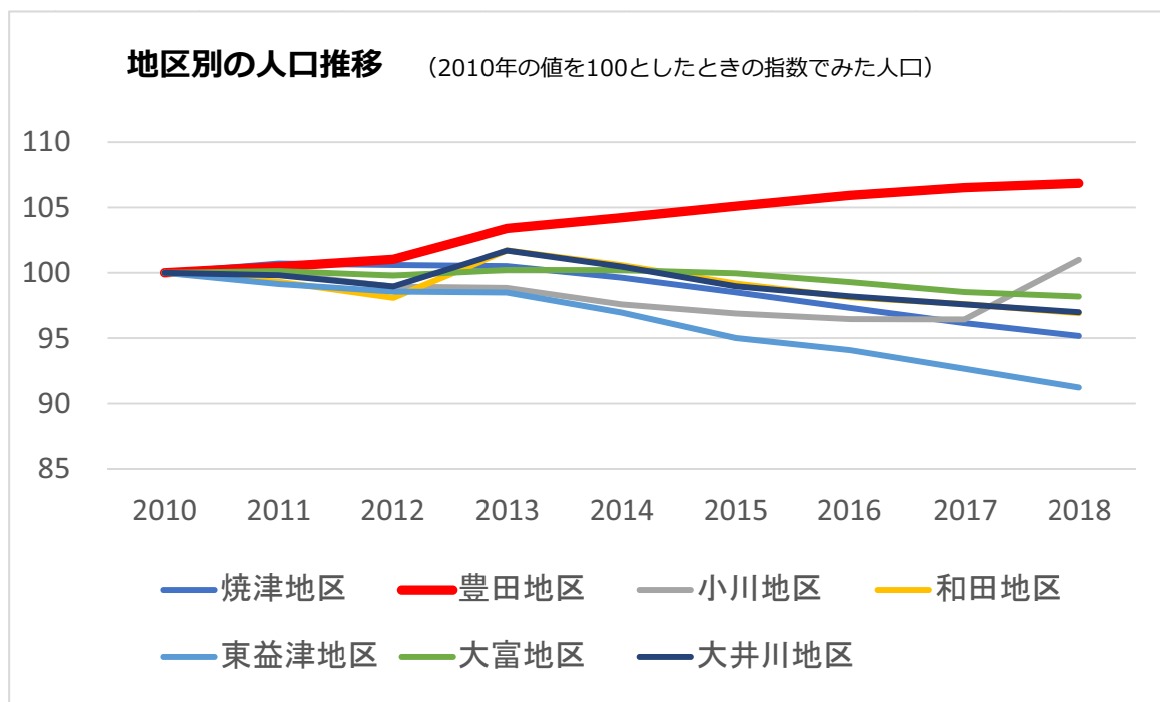
都市公園等の分布

都市公園の分布と誘致圏をみると、豊田地区、和田地区、東益津地区、大富地区、大井川地区では、身近な公園が不足していることが確認できます。



人口動態

地区別の人口推移をみると、豊田地区では近年増加傾向が続いており、暫くはこの傾向が続くものと考えられます。人口が増加傾向にありながらも、人口一人当たり公園面積が少ない状況であり、公園や緑地の確保が急務とされています。



* 人口は住民基本台帳(各年3月31日現在)



(2)都市公園の整備方針

整備方針

都市公園の整備現況を踏まえ、本市における整備基本方針を次のように定めます。

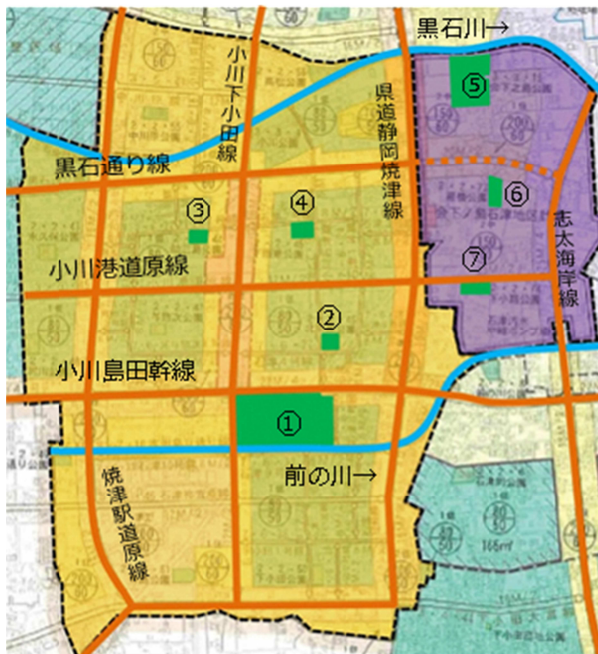
- 整備方針 1 都市計画公園や整備計画が進行している都市公園の整備を進めます。
- 整備方針 2 地区人口が増加傾向であり、公園が不足する地区などにおいては、新たな公園づくりに取り組みます。
- 整備方針 3 既存公園の施設の再整備を検討します。
- 整備方針 4 市民参画による公園づくりを基本とします。

整備方針 1

都市計画公園や整備計画が進行している都市公園の整備を進めます。



整備を進める公園は7公園（内1公園整備中）です。



焼津市南部土地区画整理事業区域

- ①石津西公園（地区公園）都決面積 4.20ha
(3.15ha 整備済み)
- ②北川原公園（街区公園）都決面積 0.28ha
- ③助三島公園（街区公園）都決面積 0.20ha
- ④下雨垂公園（街区公園）都決面積 0.25ha

会下ノ島石津土地区画整理事業区域

- ⑤会下之島公園（近隣公園）都決面積 1.40ha
- ⑥雁橋公園（街区公園）都決面積 0.25ha
- ⑦下小路公園（街区公園）都決面積 0.25ha



石津西公園(整備中)

■ 20年後の2037年までの都市公園整備面積

	市域内	市街化区域内
2017年～2037年 都市公園整備面積	30.48ha	4.18ha
2037年 都市公園面積	104.77ha	33.81ha
2037年 一人当たりの都市公園面積	8.00㎡	4.12㎡

整備方針2

地区人口が増加傾向であり、公園が不足する地区などにおいては、新たな公園づくりに取り組みます。



1 無償借地公園の整備

公園整備に必要な土地を無償で借地させていただき、整備する施設は、利用頻度の高いものを厳選することで、費用を縮減し、より多くの公園を整備していきます。

(大井川地区の親水公園を含む借地公園6箇所)

また、借地による公園整備の促進に向けて、制度の運用指針の検討、土地所有者への協力の呼びかけなどに取り組みます。



ちびっこ広場

借地公園制度の概要

土地所有者や地域住民の理解を得ながら、遊休地など未利用地を借地公園として整備します。公園管理者は、用地取得を行わず、効率的に都市公園の整備が可能であり、土地所有者は、無償借地の場合は税制を優遇されるなど、管理費用が軽減されます。

2 既存施設の活用

公園の効率的な整備を進めるため、狭小公園や公開空地などの公園に類似する施設がある場合は、既存ストックを活用した整備手法を検討します。



整備方針 3

既存公園の施設の再整備を検討します。



1 樹木の植樹

新たな桜並木の創出のため公園内に桜の植樹を検討します。また、併せて花見や紅葉狩りなど、地域の人々が季節の行事を楽しめるよう、公園内への花木の植栽を検討します。



2 公園施設のバリアフリー化

園路の段差の解消や手すりの設置、車いす使用者の円滑な利用に適した駐車施設や便所の設置など「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」の考え方を基本とし、だれもが利用しやすい公園施設の再整備を進めます。



3 地域の景観に配慮した再整備

再整備の際は地域の景観や歴史に配慮するとともに、地域の景観形成に重要な役割を持つ公園については「焼津市景観計画」に整備に関する事項等を定めることを検討します。

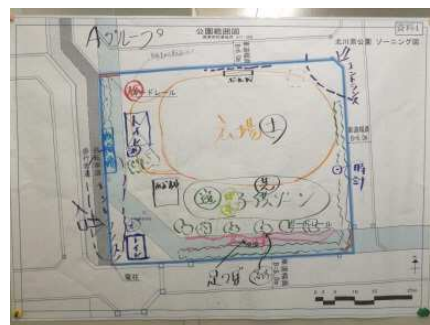
整備方針 4

市民参画による公園づくりを基本とします。



市民参画による公園づくり

新たに整備する公園の構想や計画づくりの際は、地域住民が愛着をもって利用していただける公園となるよう、住民ワークショップを開催し、地域の利用者などに参画していただき、アイデアを出し合い、計画案の検討を行うことを基本とします。



(3)都市公園の管理方針

1 公園施設の長寿命化

公園を地域経営の重要な資源の一つとして捉え、「焼津市公共施設等総合管理計画」（計画期間：H27 年度から 30 年間）の方針に沿った維持管理を行うことにより、公園の価値を維持向上させるとともに、公園の持つ多様な機能を有効に活用して本市の魅力向上を図ります。

長寿命化の実施方針

更新見込み年数は、処分制限期間の2倍程度を目標とし、適切かつ計画的な維持管理を実施し、公園施設の長寿命化を図ります。

点検・診断等の実施方針

公園施設における日常点検、定期点検を国の指針等に基づき実施します。



遊具の安全点検（初期点検 → 日常点検 → 定期点検(年1回) → 精密点検）

- 初期点検・・・遊具設置直後に動作性能を点検します。
- 日常点検・・・日常業務の中で目視、触診、聴診などにより、施設の変形や異常の有無について点検します。
- 定期点検・・・専門技術者による日常点検より詳細な点検を年1回以上実施します。
- 精密点検・・・日常点検や定期点検時に危険と思われるものが発見され、特に精度の高い診断が必要なときに専門技術者が行います。

維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 1 施設重要度が高く、ライフサイクルコスト縮減効果のあるものを予防保全管理類型施設として位置付け、計画的な修繕（改築）を実施します。

【予防保全型管理】

健全度判定に基づき、時間経過に伴う劣化・損傷を予測した上で、施設の機能保全や安全性確保に支障となる劣化・損傷を未然に防止するために計画的に修繕（改築）を行う管理方法

【予防保全型管理類施設（一例）】

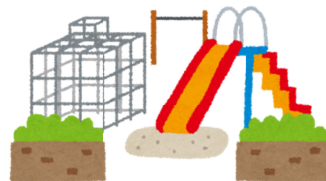
修景施設：日陰だな

休憩施設：休憩所

運動施設：鉄棒

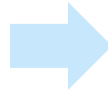
管理施設：照明

遊戯施設：ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、複合遊具、木製遊具等





遊具の更新



2

事後保全管理タイプの施設は、公園機能への影響が少なく、利用頻度が少ない施設は更新時期を迎えた時点でそれらの劣化機能を再度確認し、必要に応じて更新を行わず、撤去対象施設とします。

【事後保全型管理】

劣化や損傷、異常、故障が確認された時点で修繕（改築）を行う管理方法

【事後保全型管理施設（一例）】

修景施設：噴水等

運動施設：防球ネット等

管理施設：水栓類等

休養施設：ベンチ等

遊戯施設：砂場等

その他施設：便所、園路等



3

遊戯施設や休憩施設等は管理水準を設定し、それを下回った場合は速やかに修繕を実施し安全管理に努めます。

4

舗装等の土木構造物は、事後保全管理とし、施設の損傷が発見された場合は、速やかに修繕または、更新（撤去）を行います。

5

維持管理にかかる費用は平準化を図ります。

2 公園の維持管理手法

公園の施設管理は、指定管理者制度を活用し、利用者の多様なニーズに効果的、効率的に応え、質の高いサービスの提供を図るとともに、経費削減を図ります。

3 子どもが安全に楽しめる公園

公園において子どもが安全で楽しく遊べるよう、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に配慮した遊具の設計、維持管理を行います。

また、公園の雑草の除去、枝払いによる見通しの確保、地域のボランティアによる防犯パトロールの実施などを行います。

さらに、公園の見守りとともに、遊具の遊び方、昔遊びなどを指導できるボランティア制度の導入を検討します。

(4)都市公園の活用方針

1 民間活力の導入による公園の魅力向上

民間事業者の公園の管理及び活用を促進し、企業の社会貢献の推進、魅力的な緑地の活用による集客を図ります。

[推進方策]

- ・ 民間団体との協働による各種イベントの開催
市内のまちづくり団体などと協働によるイベントを開催し、公園利活用の可能性を広げ、公園の魅力を向上させるとともに、更なる利用者の増加を図ります。
- ・ 公園の指定管理制度の活用
指定管理者が行う自主事業（公園フォトコンテスト、こども体験教室等）の活性化による公園利用者の増加を図ります。
- ・ 民間事業者に収益施設の設置と管理を許可する設置管理許可制度の活用検討
民間事業者が公園内にカフェなどの収益施設等を設置できる制度で、利用者の利便の向上や集客力の向上が期待できるため、制度の活用を検討します。
- ・ Park-PFI（公募設置管理制度）の活用検討
民間事業者がカフェなどの収益施設と芝生広場などの公園施設を設置、又は管理します。民間事業者は、収益を公園整備に還元するため、公園の再生・活性化が図られるため、制度の活用を検討します。

2 公園利用者の利便性の向上

既設公園が十分に利用されるよう、公園管理者、健康や福祉の関係団体、自治会などが、イベント実施に向けた情報共有、都市公園ごとの利用ルール作りなどを協議する、公園の活性化に関する協議会の設置を検討します。



石津西公園プレオープンフェスティバル